

第 76 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 30 年 2 月 8 日（木） 午後 1 時 20 分から午後 4 時 10 分まで

2 開催場所

盛岡市中央通一丁目 1-38 エスポワールいわて 1 階 イベントホール

3 出席者

【委員 9 名 敬称略・五十音順】

伊 藤 歩
久保田 多余子
齊 藤 貢
佐 藤 久美子
島 田 卓 哉
鈴 木 まほろ
鷹 觜 紅 子
平 塚 明
由 井 正 敏

【事務局】

環境保全課総括課長 小野寺 宏 和
環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 藤 村 朗
その他関係職員

【事業者】

久慈広域連合
電源開発株式会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中 9 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

（1）久慈地区汚泥再生処理センター建設事業環境影響評価準備書について

[会長]

それでは、議事の一番目、「久慈地区汚泥再生処理センター建設事業環境影響評価準備書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(久慈広域連合)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。
それでは、事業者から30分程度で説明をお願いいたします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

事業説明と事前の委員からの質問に対する回答を頂きました。そのほか市町村長からも一部意見が出ております。

それでは、まず、最初に内容の確認を含めて質問を先に出して回答を頂いた部分について、再質問があればお願いします。

それでは、私の方から、4番の質問に対しまして、高家川のサケの人工孵化場のところですが、

平成30年度下半期にも、種市南漁業協同組合と今後決まる民間運営事業者との間で環境保全協定を取り交わすということになっております。

それで、環境保全協定は、漁協ではなくて、それ以外の地域の住民の方等とは、取り交わさないのですか。

[事業者]

具体的に、地元町内会等との協定を締結するところまでは考えておりません。

例えば、我々が民間事業者であれば、最寄りの行政と環境保全協定を結ぶということもあると思いますが、我々も同じく行政ということで、地元或いは地元自治体、久慈市なり洋野町と保全協定を結ぶところまでは、まだ話はいたしておりません。

[会長]

この久慈広域連合というのは、第三セクターですか。

[事業者]

第三セクターというより、いわば分身だと我々は認識しております。

[会長]

わかりました。

[事務局]

地方自治法でいう特別地方公共団体という形になっていまして、各構成団体、市町村さんが共同で処理をするものについて、このような形態をとるということが他でもあるということです。

[会長]

現状の稼働している久慈市内の汚泥処理施設については、例えば、久慈市と何か協定を結んだりしているのですか。

[事業者]

特段協定等は結んでおりません。

[会長]

そうですか。

この種市南漁協とは協定を結ぶとなっておりますから、地域の方、或いは行政組織でもいいのですが、要望があれば結ぶというのは多分義務としてあると思います。要望がなければ特に結ばないということですね。

はい。とりあえず、わかりました。

それから、私の専門ではありませんが、先程の質問に関連して、2番の質問で、バキュームカーが帰ってきたら洗車するということでした。

バキュームカーが、一日最大54台と先程説明ありましたが、それを洗った分の水量というのは、最初の今回の施設から出る排水のところに入っているのですか。

[事業者]

入ってございません。

[会長]

入っていないですか。この施設から殆ど水は出ないのですが、施設維持上出る水の量というのは、どこかに表がありましたよね。

[事業者]

50 m³です。

[会長]

どこにありますか。

[事業者]

6頁の表に載せてございます。すみません、158 m³です。

[会長]

このプロセス用水と放流量の違いは何ですか。

[事業者]

プロセス用水は、処理に必要な、例えば、機器の洗浄水だとか、或いは薬剤の溶解液だとかそういったものでございます。それが概ね処理能力の半分程度必要とされておりますので、プロセス用水 50 t に対しまして、処理能力 105 t です。これを合わせたものが概ね 150 t という計算になっています。

[会長]

その増える分というのは、し尿等を処理した綺麗になった水も入るのですか。

[事業者]

その通りでございます。

[会長]

処理した水からも出てくる訳ですね。

そして今のダンプを洗った水は、ここに入っていないですか。

[佐藤久美子委員]

よろしいでしょうか。

[会長]

はい。

[佐藤久美子委員]

7頁の「表2-2-2 計画処理量」というところを見ますと、今の計画処理能力 105 k l / 日は、水分と思われるところは「し尿処理量 65 k l / 日」ということなのかなと理解していたのですが、その 65 ではなくて、最後の「放流先及び放流量」というところの 158 t の中には、この 65 の他に何かから出てきて 158 t という事ではないのでしょうか。

つまり、105 t にプロセス用水大体 50 t という事での 158 t なののでしょうか。

[事業者]

委員が仰るとおり、処理の対象物としては、し尿や浄化槽汚泥を含めた 105 k l がバキュームカーで運ばれてきます。先程からお話になっているプロセス用水というのが約 50 m³です。このプロセス用水というのが処理のために薬品を溶解するための水であるとか、場内の床の清掃の水であるとか、先程言われた駐車場の排水もここに含まれております。

洗車の内容は、バキュームの中を洗うのではなくて、公道を走るため外が汚れた部分を洗う程度の水ですので、それほど大量のものではありません。ただ、汚れている可能性がありますので、合わせて施設の中で処理をして、それを足したものが 105 t にプラス 50 t です。一般的

には、処理規模の50%はプロセス用水が必要と言われていまして、105 t × 1.5 ということで158 t という数字を挙げさせていただいているという状況でございます。

[佐藤久美子委員]

わかりました。

[会長]

洗車の水が少なければいいのですが、洗車をすると汚泥の他にガソリン臭気等色々入ってくるような気がします。オイル漏れがないようにしていただきたいと思います。

他にございますか。

[伊藤委員]

今の質問に関連してよろしいですか。

[会長]

はい、どうぞ。

[伊藤委員]

洗浄した水は、水処理の方に入れるということですか。そのまま放流するということではないですね。

[事業者]

はい。

[伊藤委員]

わかりました。

[会長]

それでは、審議の方に入りますけれども、希少動植物に関する質疑がありましたら、公開できない部分につきましては、後でまた時間を取りますので、最初は取られては困る希少動植物を除いて、更に御質問でもいいし、御意見を頂戴したいと思います。

それでは、私の方から。これは希少種というかレッドリストにも載っているのですが、ハナカジカについて、維持流量との関係なのですが、どこかに維持流量20~30 c mを高家川下流で維持しますと書いてあるのですが、もし渇水期で水が減って元々相当水位が下がったり、補給すべき水もないような時はどうやってその20~30 c mを維持するのでしょうか。或いはその時は諦めるということでしょうか。366 頁の下に書いてあります。

[事業者]

現在、ハナカジカが生息しております、事業実施区域南側の沢についてですが、今回、四季

調査を行っております。

それぞれ水質調査と併せて、流量等も観測しております。実際 30 c m を現状で影響がない段階で満足しているのかというと、やはり増減はございます。

冬等につきましては、やはり 30 c m 以下になる場合がございますし、流量の多い夏等は満足しております。場所によってもやはり深い所と浅い所とございますので、平準化して 30 c m というような水深を確保するというのは、実際、少し厳しいと思っております。

ですので、実際、保全対策を行う場合は、基準となる場所、例えば産卵場ですとか、そういったモニタリングポストを設定した上で、この 30 c m というものを目安に保全対策というものを実施していきたいというふうに考えています。

[会長]

この取水量 50 t 取ると単純に言うと、時期にもよりますが、何 c m 下がる等は分かるのですか。

[事業者]

366 頁にも書いておりますけども、最少流量 0.008 m³ ということで、50 t 取るとなると、7.2% というような流量比ということになります。何 c m というのは実際ちょっとわからないです。

[会長]

杓みたいになっているものに 7.2% かければ、2 c m くらいという意味ですね。

[事業者]

そういうイメージです。

[会長]

そして、その取水した水は、先程の話では、また放流しますよね。最大 158 t ですか。綺麗な水で出て行くのであれば、また深さがリカバリーするのですが、ずっと下流で出すので、ハナカジカがいるところに戻らないということでしたか。

[事業者]

はい。ハナカジカの生息している沢には、水は戻さないです。

[会長]

そうですね。

何しろ、近年にないくらい沢山いる場所だということがわかりましたので、大事な所だと思います。

いずれ、その他の課題を含めて事後モニタリングをするでしょうから、そこで異常事態等があれば、漁協さんの方の養殖場の関係もありますし、しっかり保全対策を追加で取る等の措置をお願いしたいです。

事後調査のモニタリングは何頁でしたか。

[事業者]

462 頁になります。

今、お話にありましたハナカジカの件につきましては、5 番目になります。調査項目と致しましては、生息状況、あと生息環境ということで、水量と水位。

時期としましては、産卵期と夏季です。生息環境の水位、水量というのは、常時監視をしていきたいと考えております。

その観測場所についても、先程も申し上げましたが、適切な場所というのを専門家の助言を受けながら設定したうえで、観測していきたいと思えます。

[会長]

現在の処理施設は、夏井川沿いですが、そこもサケは上がるのでしょうか。

[事業者]

はい。

[会長]

そこは、漁協の養殖場はないのですか。

[事業者]

近郊にはございません。

[会長]

いずれ、夏井川を上がるサケについて、もう 40 年も経っていますけども、し尿処理との関係で何か言われた事はないということですね。

[事業者]

はい。そのような記録はございません。

[会長]

そうですか。わかりました。

それでは他にございますか。はい。平塚委員。

[平塚委員]

今の質問に関連してですが、準備書を拝見しますと、小さな沢が多く入り込んでいるように見えます。

もう少し小さいスケールで、水系を描いたものをどこかに載せて欲しいと思えます。水系については、30 頁に普通河川の記載があります。さらに、今皆さんがご覧になっている 334 頁に沢の図面がありますが、実際は北の方にも沢が入り込んでいますよね。これから動植物について考える時は、それも併せて見た方が考えやすいので、次回からそのスケールのものも入れて

いただきたいという希望です。よろしくお願いします。

[事業者]

了解しました。
ありがとうございます。

[会長]

現地に皆さんと一緒にいった時に、高家川を見渡すところが蛇行部分ではなくて、直線的に落として、それを現在工事している三陸縦貫道の下をくぐらせるという計画ということでした。

そこは、水が流下する所は急斜面であるという、私は行きませんでした、行った方はご覧になったみたいですが、特に問題はないですか。行った方の感想で、そこに水を出すという問題は問題ないですか。

魚の上下について、どこから上ってくるかわかりませんが、その蛇行部分の川というのは、将来も維持されるということによろしいですか。

[事業者]

はい。

[会長]

そうですね。

だから、魚はそちらを上ってこれる。でも高家川に落ちるところ最後川がないですね。岩礫があって、川が伏流になって見えないような気がしました。だから繋がっていないのかもしれないですね。でも、遡河性の魚もいたような気もしたので、いつかは大水の時は上がってくるだろうと思います。

そういう魚の上下に影響がないように、もちろんしていただきたいと思います。希少種で貝がいて魚と共生しているので、その魚の方はきっと上下しているのですよね。

[伊藤委員]

私の記憶ですと、完全に滝状態でしたので、魚は多分遡上出来ないと思います。

[会長]

大水になってもですか。では、かなり前からあそこは環境が閉鎖されているのですよね。

[伊藤委員]

水路が途中までありまして、そこから水が落ちている状態でした。

[会長]

現状ではですね。
それにしても、色々魚介類が沢山おりましたね。

[伊藤委員]

冬に貴重な水生生物がいるということなのですが、まだ多分決まっていなと思うのですが、消毒の方法は、どのような形になりますか。

例えば、塩素系消毒剤だと残留塩素が残って、それが放流先の水生昆虫等に悪影響を及ぼす場合もあるのかなと思います。その辺りのことは、どのようにお考えでしょうか。

[事業者]

消毒方法につきましては、やはり残留塩素の問題があるかと思しますので、今は紫外線滅菌を想定しております。

[伊藤委員]

わかりました。ありがとうございます。

[会長]

はい、どうぞ。鈴木委員。

[鈴木委員]

教えていただきたいのですが、魚類のところ、例えば 366 頁で「工事による一時的な影響」のところ、「工事時の濁水が高家川に放流されるが、予測の結果環境基準を超える浮遊物量とならないため、水質等の水環境に与える影響は小さい」という記述が随所にございますが、この環境基準というのは、野生生物、特に魚類への影響を考慮した環境基準ではないのかと思いますが、この予測結果の論拠として挙げているのはどうなのかと疑問に感じたので、教えていただければと思います。

[事業者]

この浮遊物質量の環境基準ですが、こちらにつきましては 277 頁の水質との関連で載せているのですが、高家川は、水質の類型指定で A 類型となっております、その環境基準で 25mg/l という関連で、環境基準を超えないという記述とさせていただきます。

御指摘の通り、生物に与える環境基準、別途で生物指標というものがあるのですが、今回、我々の方で、人に与える影響の生活環境影響上の水質環境基準というものと比較をしまして、現状でも、環境基準と大きく乖離するような値ではないということで、ほぼ現状を満足するであろうということから環境基準を超えるものではないというような記述とさせていただきます。

[鈴木委員]

ありがとうございます。

[会長]

1. 15ha くらいの土地造成だから全体としてはそんなに大規模ではないのですが、ただ、工

事に伴って濁水等が出ないようにするのは、基本的に工事事業者が当然やりますよね。
そうですね。

[事業者]

はい。

[伊藤委員]

関連してすみません。

[会長]

はい、どうぞ。

[伊藤委員]

先程の放流先は、処理を開始してからの放流地点だと思うのですが、この工事の期間の濁水が発生して沈殿させた後の水は、どちらに放流されるのでしょうか。

[事業者]

放流する地点としては、同じ地点となります。

[伊藤委員]

放流先と同じポイントということですね。
わかりました。

[会長]

もうその水路があるのですか。作っているからそこを利用できるのですか。

[事業者]

工事の順番としましては、先に放流管を道路に埋設いたしまして、それを利用して工事の濁水を、流量を調整しながら放流したいと考えております。

[会長]

そういうことですね。

[伊藤委員]

道路の下のあたりということですね。

[事業者]

はい。そのとおりです。

[会長]

では、その他ありますか。

[齊藤委員]

参考までに教えていただきたいのですが、53頁の公害苦情の状況ということで、多いか多くないかという、決して多くは無いと思うのですが、この悪臭の苦情と、例えば、現在の処理施設やバキュームカーの影響等があったのかということは分かりますか。

[事業者]

こちらは、久慈市に寄せられた公害の苦情ということでございますが、この悪臭が平成27年2件とありますが、これは我々の施設とは関係がございません。

[齊藤委員]

わかりました。それと、これも本件とは直接的ではないかもしれませんが、現在の処理施設は、今後どうなっていく予定なのか教えていただきたい。

[事業者]

新施設稼動に伴いまして、速やかに解体する方向で検討しております。

[齊藤委員]

例えば、その際に悪臭等の問題が出ないように、もし解体ということになれば、そういうところを留意して頂きたいと思います。

[事業者]

了解しました。

[会長]

この施設は、9頁に施設の配置計画がありますが、今回の事前質問3番の景観の関係のところの事業者回答で、高さが10mくらいになるのではないかとあります。

現地に行った時も、この周辺は、比較的人家が少ない代わりに森林を切った所もありますが、結構、林が残っている状況でした。

そういうところに10mくらいで、例えば、明かり取りのガラス窓等が沢山ありますと、昼も夜も野鳥がたくさん当たるので、滝沢のネイチャーセンターのし尿処理場でも同様のことが言われて、事業者は、窓を小さくしたという経緯があります。

そういうことで、施設の図はないみたいですが、人間が使う必要最小限の明かり取りの窓にして頂いて、尚且つガラス窓には、通常はカーテンをしたり、鳥があたらないバードセイバーという道具がありますので、色々考慮して欲しいと思います。

[事業者]

了解しました。

[会長]

それでは、概ね意見も出たと思いますが、希少種に関して特に非公開でしたいことはありますか。

[鈴木委員]

種名は、出してもよろしいですか。

[会長]

植物は種名を出したところで取りに行っても取れるものでもないから、大丈夫だと思いますが。

[鈴木委員]

事後調査についてお伺いします。462 頁に植物 2 種を移植予定で、事後調査を実施されることや結果も公表されるということで安心しておりますが、特にギンランなのですが、移植後調査はいつ頃予定されているのかということの一つ教えてください。

[事業者]

ギンランに限らず、事後調査の移転については、まだ現段階では考えている途中で、今後検討していこうかと考えているところです。

[鈴木委員]

ギンランは、数が少ないこともあり、岩手県では移植成功率が結構低いという知見があるらしく、場所によっては 10%とか 30%とかあまりうまくいかないという知見があるので、うまく行かない可能性があると思っております。

それが失敗したとしても、それは仕方の無い事で、事例として重要だと考えておりますので、今後の希少種の保全措置計画の参考になりますので、ぜひ丁寧な調査としっかりとした公表をしていただきたいと思います。

特にランでは、ギンランを含めてですが、隔年にしか地上部に出てこないものが多く、1 年後、見に行ったらいなかった、でも次の年に行ったら、生き残って出ていたみたいなことがあるそうなので、もし一回事後調査していなくなっていたとしても、その場合には、もう一回見ていただく等の対応をしていただくといいのかなと思っております。

いずれにしても、失敗したとしても貴重な経験として知見を生かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[事業者]

承知致しました。

ありがとうございます。

[会長]

その他希少種ございますか。超希少種の場合は非公開にしますが。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

それでは、よろしいでしょうか。

非公開無しということで、これまで各委員が述べられた意見を審査会の意見とします。事務局においては、これらを踏まえて本件「久慈地区汚泥再生処理センター建設事業環境影響評価準備書」に係る知事意見を作成されるようお願いします。

以上で、久慈地区汚泥再生処理センター建設事業環境影響評価準備書の審議を終了します。事業者の方は御苦勞様でした。

それでは、ここで若干休憩に入ります。10分後でよろしいでしょうか。

[事務局]

今、確認致しますので、少しお待ちください。

会長さん、事業者さん来られておりましたので、10分間休憩でお願いします。

[会長]

それでは、2時40分に再開します。

(2) (仮称) 紫波・花巻風力発電事業計画段階環境配慮書について

[会長]

それでは、再開します。議事の二番目、(仮称) 紫波・花巻風力発電事業計画段階環境配慮書の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(電源開発株式会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。

はい。それでは、30分程度を目途に事業者から説明をお願いします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

以上ですね。はい。どうもありがとうございました。

それでは一通り配慮書、各委員からの事前質問に対する回答を頂きました。まず、最初に、各委員からの事前質問に関わりまして再質問をお願いします。他の委員からでも結構です。

いずれ、希少種情報については、後でもう一回扱います。それではよろしく願いいたします。

[齊藤委員]

質問のまず1番ですが、新山ゴルフ場の利用が4月から11月は通常営業しているということだろうということがありますが、方法書を作成するに当たって多分、工期がどれぐらい、どの時期、どのように反映するのかということが出てくるとお思いますので、例えば、通常営業されていると人が集まる訳ですから、そういうことを勘案しながら、工期等も考えていただきたいとお思います。

そう考えますと、冬になるのかということになりますけども、その辺は、ゴルフ場の方とどういった形で話をしていくのかなど、そのあたりのお話をしていただけないかなとお思います。

[事業者]

ゴルフ場には、事前に計画等の説明をさせていただきまして、実際にゴルフ場内に風力発電機が立つことも可能性としていろいろ打診させていただいております。

総論としては賛成で、ただ、ゴルフ場の中に建てるのは、ちょっと難しいという感じでございます。

それが実態でございます。

じっくり見ていただくとお分かりいただけるとおり、コースの周りに風車が立つ位置関係となっているわけで、風車が倒壊すればゴルフ場に倒れるリスクも想定される訳で、御意見を頂いたことは書いていく必要があると考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいとお思います。

[齊藤委員]

あとひとつ、すみません。14番の質問の電波への影響についてというところで確認させていただきます。

回答の中で、新山の電波塔について、電波障害の影響回避が可能と確認されておりますという回答があるのですが、まだ風車ができていないのに、確認されているというところが分からなかったので回答をお願いします。

[事業者]

新山中継局という弊社の電波塔がございまして、出る電波の方向が決まっております。その電波の方向に風車自体を置かなければ回避可能という意味で記載しております。

その範囲というのは、今は資料がないので定量的に言えないのですが、狭いことから回避可能だと考えております。

[齊藤委員]

あくまで、電波の方向が決まっているので、そこを避けてしまえば、何とか大丈夫だろうという意味合いですか。

[事業者]

そのとおりでございます。

[齊藤委員]

これは、今後、回答の前段にも書いてありますが、他局の電波塔が立っていますので、その方向も全部見ながら御検討いただけるということでしょうか。

[事業者]

弊社以外の電波塔につきましては、今後確認になっていきますが、御意見のとおり対応させていただきたいと思っております。

[齊藤委員]

はい。ありがとうございます。

[会長]

ほかにご覧いませんか。

はい。どうぞ。

[佐藤久美子委員]

まだ、配慮書ということで工事のことがほとんどわからない状態ですので、これから方法書を作成するときに、できるだけ工事の計画などをもう少し詳しいことをなるべく多く入れていただきたいということですが、その工事の計画に従って、3点ほど配慮していただきたいことがあります。

ひとつは、例えば、10頁のところにありますように、大型資材の輸送経路を見ますと幹線道路である国道4号線を一部通行したり、街中を横切っていくということですので、これによる影響をしっかりと調査して、予測評価していただきたいということと、2点目は、保安林とかのことについては、他の委員や他のところからの意見への回答はあるのですが、水源かん養の保安林だけでなく、想定される区域の中には、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林とか危険な区域も入っております。

それから、砂防指定地も一部かかっており、それ以外にも、自然環境保全区分Aが一部かかっておりますので、そこも避けていただきたいと思えます。

3点目は、想定区域のなかの道路をどのように使用されていくのかもまったくわからないので、事業想定区域の搬入路や工事用車両の通行などもなるべく明らかにしていただいて、そこが先ほど申した通り、危険な区域、崩れて周辺に影響が出る区域、自然環境が改変されるような恐れがあるところを避けていることを明らかにしていただきたい。

以上です。

[会長]

はい、今のなかでお答えできる場所はお願いします。

[事業者]

1点目の輸送のコースですが、見ていただいてお分かりのとおり、輸送ルート図は縮尺の大

きいもので示させていただいておりますが、釜石港からここまで、普通はこのルートではやらないだろうというぐらい遠いです。

この間には、いろいろありまして、道路の障害物を撤去したり、通行に際しては当然音も出ますので、いろいろありますので十分配慮しまして、方法書以降は少し具体的な計画となってきますので、その時に予測評価をしっかりと行っていきたいと思います。

土砂崩壊防備保安林もありますよねということについてですが、そもそも土砂防備保安林に風車が設置できるのかということも含めて、関係機関と協議して進めていきたいと思います。

どうしてもそこに配置するということになれば、しっかり影響を評価しまして必要な保全措置を講じていきたいと思っております。

3点目の区域内の道路の計画ですが、基本的には既存の道路を利用しまして、拡幅や整地をして利用していくことを基本としていきますが、具体的には方法書以降で明らかにしていきたいと思います。保全が必要な地域の直接改変はなるべく避けるということで、配慮書にも書かせていただいているとおりに対応していきたいと思います。

すみません。計画は未定の連発で、配慮書段階なので、言えることは以上でございます。

[会長]

はい。よろしいですか。

ほかにございませんか。

[伊藤委員]

質問の6番、7番に関してですが、18頁の方に水源の位置を示していただきましたが、配慮書の10頁の方には、茶色の線でその他の既設道路を示していただいておりますが、かなり水源に近い位置にありまして、事業実施想定区域外の部分の既設道路の拡幅など改変を伴うのかということを教えていただきたいのと、それから、事業実施区域のなかにダムに流入する河川があるのですが、どのように影響を回避していくのかという2点についてお教えいただきたい。

[事業者]

事業実施想定区域外の既設道路の利用ですが、利用するかどうかはまだ未定でして、今後熟度が高まって改変が必要ということになれば、対象事業実施区域のなかに含めて、影響を評価していく必要があると考えております。

ダム湖への流入河川への調査予測評価ですが、具体的にまだ調査地点も決まっておきませんので、こちら方法書の段階で調査方法を詰めていき予測評価をしていきたいと考えております。

[伊藤委員]

十分に検討していただきたいと思います。

[会長]

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

[鷹嘴委員]

質問5、新奥の細道のハイキングコースが存在する訳ですが、先ほどの説明の中で195頁の部分ですが、そういった事業実施想定区域内にハイキングコースが存在するけれども、土地改変とか実際にそういったことが起こりうるわけですが、最小限に留めて影響が少ないようにするということですが、具体的にどのようなことをお考えですか。

実際、事業実施区域に存在する訳ですから、ちょっとその話をお伺いしたいのですが。

[事業者]

まだ、既存文献での情報だけで予測評価させていただいている部分がありますので、今後、方法書、準備書と実際に調査をしていきまして、事業計画もより固まってくると思うので、その段階で対応できるメニューも考えて、予測評価していきたいと考えております。

ちょっと補足いたしますと、実際、想定区域の中に入っております、今は入っていることだけが分かっている。情報収集は今後努めてまいりたいと思っております、利用状況、規制等、この区域は、まったく改変、風車の設置、道路の改変等もまったくできないという状況であれば、そもそもその位置から外すということになると思います。

そのうえで、必要な保全を行っていくのですが、基本的には外せるものは外すことも考えるということだと思えます。

[鷹嘴委員]

わかりました。この15という番号がついているということは、新奥の細道いろいろなハイキングコースとか道路がある訳です。ですから、ここだけの問題ではなくて、全体的に考えなければいけないことで、ここについて、このぐらいなら改変していいだろうというような進め方をしてしまうと他に及ぼす影響は大きいと思います。ですから、私は、基本的には改変はあってはならないと思います。

[会長]

今日配られた資料の16頁の植生図と、114頁の鳥獣保護区を重ねてみますと、この新山鳥獣保護区がこの植生図の黄色い部分にかなりかかっているような気がします。この新山鳥獣保護区は森林鳥獣の生息地でもあります。キビタキやオオルリ等色々。森林鳥獣なのですが鳥獣保護区の分布図等で探すと、ゴルフ場とか牧草地とかです。何となく実態と植生要件があっていないので、鳥獣保護区が出来た後に畑になったとか、ゴルフ場になったとか、その前後関係ですよね。本来ここはどういう環境であって、どういう機能がここに期待されるのか。それがまず最初に知りたいです。現状は分かりますが、経過が分かりません。

それでゴルフ場の方は、基本的には、ゴルフ場の中には風車は止めてくれと仰っているのですよね。だけど実際にはゴルフ場や牧草地の方が風車が建てやすいことは確かです。だから、この鳥獣保護区が森林鳥獣の場合に、鳥獣保護区に森林鳥獣を守るためにどのくらい風車を建てる余地があるのか、避け切れないか、ですね。その事業計画との関係がまた出てきますけどもね。

それから水源かん養林がかなりかかっていますから、どのくらい風力のために削れるかという事です。これはまた色々な手続が必要だと思っていますけども。

ただ、私も質問しましたけども、イヌワシは分布図に入っているけれども、この辺は営巣地がないことは既にわかっていますので、私はあまり意見は出しませんが、一般鳥獣、通常の森林あるいは通常の植生にそれぞれ色々な規制がかかっていますので、それをどのくらいそこに食い込むかどうかですね。これは各方面に協議しなければいけないところです。その課題はあると思います。

それでは事前質問に関わらず、希少野生動植物を除きまして、その他審議事項でも構いませんので、ございましたら出して下さい。

はい、鷹嘴委員。

[鷹嘴委員]

一つずつお伺いしたいのですが、まず最初に 116、117 頁にこの事業想定区域ないしその周辺には史跡や埋蔵文化財等、そういったものが数多くある訳なのですが、この実際の事業想定区域内の部分に例えば埋蔵文化財があった等、そういった部分については事業想定区域から除くというお考えはありますか。

[事業者]

この部分で埋蔵文化財や天然記念物等の建物があるので、今後方法書以降、事業実施想定区域から対象事業実施区域に事業を絞っていく中で、極力外していけるよう検討していきたいなとは思っております。

[鷹嘴委員]

これから検討していくということですよ。

135 頁の図を見ていただきたいのですが、事業実施想定区域があり、最初の点線がその区域から 500m の線です。それからその中に住宅等の建物が 11 戸あるということなのですけども、「風力発電施設に関わる環境影響評価の基本的考えに関する検討報告書 環境省総合政策局平成 23 年」によると、風力発電機から 400m までにある民家において苦情が多く発生している調査結果が報告されているということが書いてあります。まだ配慮書の段階ですけども、今後事業実施想定区域が変更になる可能性もあるということですので、そういった部分についても十分に考慮していただきたいなというふうに思います。

それからもう一つ、187 頁です。ここに可視領域が青い色で示されているのですが、結局この可視領域がこのページの図に入らない程の広範囲な訳です。次のときには、このくらいの地域から、こういうのを作る風力発電機が見えるということなのですよ。ですから、もう少し広域な地図でどこまで見えるのか、あまり遠くなって仰角が 1 度以下であれば、それは実際に見えないと。その時の気象条件にもよるのですが、晴天の時は見える可能性があります。実際その時の可能性を示したものを次以降入れていただきたいなというふうに思います。

それからもう一つ。紫波町長さんから意見書の中で「4 事業実施想定区域は、古くから住民に親しまれている通称「新山」の頂上部に位置し、広く町内各地域から眺望できる場所である。景観に関しては、当町における特別な規制はないものの、本配慮書が示す景観資源及び主

要な眺望点からの眺望景観のみの評価に止まらず、住民の「山」に対する思いを十分に考慮すること。」とあります。その辺についても御意見お伺いしたいなというふうに思います。

[会長]

お願いします。

[事業者]

400m以内の騒音発生について、今回 500m以内に十数戸あるということなのですが、言い方を変えると事業実施想定区域がかなり広めにとっている区域でもありますので、事業実施対象区域という絞込みの中では、より離隔をしっかりと確保できるよう努めて参りたいと思います。絞り込む段階でしっかり対応させていただきたいと思います。

2点目の可視領域の地図です。187 頁の水色の部分は机上で計算した結果、遠くまで色がついているのですが、この点線の部分が、9.4kmというのが1度以下の範囲ということで、点線を使って囲ませていただいております。ですので、ちょっと図の表示の仕方がよろしくなかったのかもしれないのですが、9.4km以遠の水色もあたかも見えるような表示になっておりますので、点線以遠の色を除いたかたちで次回以降図示させていただきたいと思います。

3点目の主要眺望点以外の身近な景観という部分につきましても、今回も何点かとらせていただいておりますけれども、実際の現地調査等の段階で身近な眺望点等設定して予測していきたいと思います。

[会長]

よろしいですか。

[鷹嘴委員]

はい。

[会長]

他にございますか。

[平塚委員]

私からも歴史的景観ということでお話しします。117 頁の図ですが、ここは歴史的に非常に面白いところで、盛岡藩の土地の中に八戸藩の飛地があり、更にその中に盛岡藩の飛地があるという場所です。ここに新山神社藩境塚がありますが、藩境塚は全部は見つかっていないと思います。今回の事業想定区域内に未発見のものがいくつかあり、それが調査の間に見つかる可能性があります。藩境塚そのものは所謂マウンドで、土の盛り上がりです。その辺りは町の埋蔵文化財関係の方が詳しいと思いますので、十分打合せをなさってください。その後どうするのかはまた別の問題ですが、御配慮いただきたいと思います。

[事業者]

ありがとうございます。

よくあるのが、事業を進めていて掘削等の改変を始めると実はそこに包蔵地があり工事がストップするという話があります。そんなことがよくあります。事前にそういう話はしっかりと関係部局さんと相談して、配慮すべき場所というのを明らかにして、対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

[会長]

他にございますか。

はい、島田委員。

[島田委員]

動物関係で二つあります。

まず一つはコウモリの件です。

今後方法書へ向けての要望ということですが、ヒナコウモリとヤマコウモリという最もバッドストライクの可能性が高い種が存在しているということですので、十分な調査をしていただきたいです。特に留意していただきたいのが、今では連続して音声記録をとるとというのがスタンダードになっていますけども、それを出来るだけ数地点でやって頂きたいというような計画を考えていただきたいなと思います。植生が草地である場所と森林である場所と大きく違って来る場所がありますので、少なくとも代表点一つずつくらいはとっていただきたいなと思います。

もう一つは、カワネズミのことなのですが、一応カワネズミも希少種でDランクになっています。26頁の方の水系の図を見せていただくと、大きな水系は地下しか載っていないのですが、地形的にはかなり沢は入っているのではないかと思います。結構そういう沢にいるという事例が今までも出てきていますので、154頁の「重要な動物への影響の予測結果」のところでは、カワネズミに関しては影響は小さいと予測されていますが、カワネズミに関しても、伐採であるとか造成があって土砂の流出等があれば、影響を受けることになりますので、その点も調査項目の中に記していただきたいなと思います。

[事業者]

コウモリの影響ですけれども、風車の事業ですと必ず出てくる話でありますので、今後方法書を作成する段階で調査計画を立てていくことになるかと思うんですけど、その中で専門家等の御助言等を頂きながら調査計画を立てていきたいというふうに考えております。

また、カワネズミの現状ですけれども、現状の沢は机上で示されているものだけの推計図になっておりますので、調査地点を設定する段階で、沢以外の現場の環境等があればこちらも配慮していきたいと思っております。

こちらもまた方法書の段階で専門家等の御意見等を頂きながら調査項目等を検討していきたいと考えております。

[会長]

ほかによろしいですか。

今回のこの場所はですね、北上平野の西側直近にあって、いわゆる里山丘陵ですね、そして、

コウモリも含めてごく普通の渡り鳥もだいたいこの付近を秋とか春の渡りのときに通る可能性があるので、それに着目した渡りルートの調査もお願いしたいんですよ。方法書に書いてほしいんですけどね。

コウモリについては、バットディテクターあるいはアナバットとか、一般者の要望意見がたくさん出てきていますが、最近わかってきたのは、赤外線ビデオで広角レンズで撮影すると風車のトップの百数十メートルまで明確にうつることが分かっているので、その方法とか、私が前から申し上げているLEDライトを直接照射するとかいろいろな方法がありますので、ぜひ取り入れてほしいと思います。ついでに、夜渡る鳥も見えますのでね。

[会長]

それでは一通り通常の質問が終わりましたので、審議も終わりましたので、希少種の方に移ります。

傍聴の方は会場の外へお願いします。

(事務局が傍聴者を誘導し、室外に退去後、非公開部分の審査を行いました。なお、傍聴者は、非公開部分の審査中に退席しました。)

[会長]

それでは全体を通して、紫波・花巻風力発電事業に関する質問、審議事項等残っていませんか。よろしいですか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

それでは以上をもちまして、審議会で各委員が述べられた意見を審査会の意見といたします。事務局においては、これらを踏まえて本件準備書に関わる知事意見を作成されるようお願いいたします。

以上で「(仮称)紫波・花巻風力発電事業計画段階環境配慮書」に関わる審議を終了いたします。事業者の方は御苦勞様でした。

予定の議題は以上ですが、その他事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。

[事務局]

委員の皆様、長時間に渡る御審議大変お疲れ様でございました。委員の皆様の御意見を基に知事意見を作成いたします。

それから、今後のスケジュール等について御連絡させていただきます。次回の第77回技術審査会は、3月1日(木)14時00分よりエスポワールいわて3階特別ホールにてさせていただきます。

審査案件につきましては、東芝メモリ岩手K1棟建設工事の第2種事業判定についてです。事務局からの連絡事項は以上でございます。

[会長]

それでは、他になければ本日の会議は終了いたします。

[事務局]

以上をもちまして、第76回環境影響評価技術審査会を終了いたします。

委員の皆様、お忙しいところ、大変ありがとうございました。